
平成22年 第11回（定例）南 部 町 議 会 会 議 録（第4日）

平成22年12月22日（水曜日）

議事日程（第4号）

平成22年12月22日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第86号 南部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第87号 公の施設の指定管理に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第88号 南部町公民館条例の一部改正について
- 日程第6 議案第89号 南部町立図書館条例の一部改正について
- 日程第7 議案第90号 南部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第8 議案第91号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第9 議案第92号 南部町福祉医療費助成条例の一部改正について
- 日程第10 議案第93号 南部町福祉事務所設置条例の制定について
- 日程第11 議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第95号 平成22年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第96号 平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第97号 平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第98号 平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第99号 平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第100号 平成22年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第101号 平成22年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 陳情第3号 2011年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書
- 日程第20 陳情第4号 「食料・農業・農村基本計画」に沿って、実効ある施策の推進を求める陳情書

（追加議案）

- 日程第21 発議案第24号 2011年度国家予算に関する意見書
- 日程第22 発議案第25号 「食料・農業・農村基本計画」に沿って、実効ある施策の推進を求め

る意見書

日程第23 発議案第26号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加への慎重な対応を求める意見書

日程第24 議長発議第27号 閉会中の継続審査の申し出について <議会運営委員会>

日程第25 議長発議第28号 閉会中の継続審査の申し出について <広報調査特別委員会>

日程第26 議長発議第29号 閉会中の継続審査の申し出について
<選挙事務問題調査特別委員会>

日程第27 議長発議第30号 閉会中の継続審査の申し出について <議会改革調査特別委員会>

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 議案第86号 南部町職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第4 議案第87号 公の施設の指定管理に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第5 議案第88号 南部町公民館条例の一部改正について

日程第6 議案第89号 南部町立図書館条例の一部改正について

日程第7 議案第90号 南部町特別会計条例の一部改正について

日程第8 議案第91号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について

日程第9 議案第92号 南部町福祉医療費助成条例の一部改正について

日程第10 議案第93号 南部町福祉事務所設置条例の制定について

日程第11 議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第12 議案第95号 平成22年度南部町一般会計補正予算（第4号）

日程第13 議案第96号 平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第14 議案第97号 平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

日程第15 議案第98号 平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第16 議案第99号 平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第100号 平成22年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第18 議案第101号 平成22年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）

日程第19 陳情第3号 2011年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書

日程第20 陳情第4号 「食料・農業・農村基本計画」に沿って、実効ある施策の推進を求める

陳情書

(追加議案)

- 日程第21 発議案第24号 2011年度国家予算に関する意見書
- 日程第22 発議案第25号 「食料・農業・農村基本計画」に沿って、実効ある施策の推進を求める意見書
- 日程第23 発議案第26号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加への慎重な対応を求める意見書
- 日程第24 議長発議第27号 閉会中の継続審査の申し出について <議会運営委員会>
- 日程第25 議長発議第28号 閉会中の継続審査の申し出について <広報調査特別委員会>
- 日程第26 議長発議第29号 閉会中の継続審査の申し出について
<選挙事務問題調査特別委員会>
- 日程第27 議長発議第30号 閉会中の継続審査の申し出について<議会改革調査特別委員会>

出席議員（13名）

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	5番 景山 浩君
6番 杉谷 早苗君	7番 赤井 廣昇君
8番 青砥 日出夫君	9番 細田 元教君
10番 石上 良夫君	11番 井田 章雄君
12番 秦 伊知郎君	13番 亀尾 共三君
14番 足立 喜義君	

欠席議員（1名）

4番 植田 均君

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 谷口 秀人君 書記 ————— 伊藤 真君
書記 ————— 本田 秀和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	—————	坂 本 昭 文君	副町長	—————	藤 友 裕 美君
教育長	—————	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	—————	田 中 耕 司君
総務課長	—————	森 岡 重 信君	財政室長	—————	唯 清 視君
企画政策課長	—————	長 尾 健 治君	地域振興統括専門員	—————	仲 田 憲 史君
税務課長	—————	分 倉 善 文君	町民生活課長	—————	加 藤 晃 君
教育次長	—————	稲 田 豊 君	病院事務部長	—————	陶 山 清 孝君
健康福祉課長	—————	前 田 和 子君	建設課長	—————	三 鴨 義 文君
上下水道課長	—————	頼 田 泰 史君	産業課長	—————	景 山 毅 君
監査委員	—————	須 山 啓 己君			

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（足立 喜義君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は 13 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

8 番、青砥日出夫君、9 番、細田元教君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 議案第 86 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3、議案第 86 号、南部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長です。まず最初に、一言述べておきたいと思います。当委員会は7名の委員会構成であります。23日と何日だったかいな、委員会を2日間持ちました。その委員会の最終日、可否を判断するときに1名議員が欠席をしました。全員一致ですべての案件は決したわけでありましたが、1名参加しておりませんので、その旨、御了解していただきたいというふうに考えております。

まず、議案第86号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正であります。これは全員一致で可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 1点だけ委員長にお聞きしますので、よろしくをお願いします。

初日の日に、この議案のために給与の総額について年間削減額は幾らでしょうかと聞いたところ、総務課長の方から年間約60万だという返答をいただいたというぐあいに私、記録してるんですけども、それで間違いないでしょうか。1点だけお聞きします。

○議長（足立 喜義君） 秦委員長。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） この給与の減額というのは人事院勧告に基づくものでありまして、約0.1%の減額というふうに聞き取りをいたしました。40歳以上、40歳代が68名、これは年間40万円であります。それから、55歳以上、6級が2名ですか、20万円、合計して60万円の減額であります。今、亀尾議員が問われたとおりであります。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第86号に反対する立場から討論を行います。

まず、この南部町職員の給与に関する条例でございますけれども、先ほどありました人事院勧告ということでございますが、やはり確かに人事院勧告も国が指定をして人事院で勧告を出すということでございますが、これがひいて、やはり町においてくるということ、前回もいろんな人

事院勧告がずっと出ておりまして、町の職員等の給料は全般的にずっと下がっております。これは、やはり南部町経済を疲弊していくという原因になっております。そもそも人事院勧告は、確かに業者を、民間企業を考えればそれはやむを得ないという意見もございますけども、やはり人事院勧告も問題があるということを指摘しまして、この条例に反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を求めます。

1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） 板井隆です。議案第 8 6 号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正について、私は賛成の立場で話をさせていただきます。

理由としてはあるんですけど、本年度、たび重なる政府の経済対策にもかかわらず不景気を反映して、公務員の給与水準が民間に比べて上回っているという状況になることが、8 月 1 0 日の人事院勧告において示されたものによることだということです。

その理由として 3 つほど上げさせていただければと思いますが、職員の皆さんには深い理解をいただき、職員の人事、給与制度の準拠した形に移行する人事制度改革を実施し、町職員の給与体系を周辺自治体にも比べ適正な水準であると思うこと。

2 番目としまして、人事院勧告は収入の民間格差を是正し、労働関係法令により制約のある公務員の給与を適正な水準に位置づける意義がある。各自治体によっても人事院勧告に従って職員の給与水準を変動させていること。

3 点目としまして、公務員の給与水準をめぐる、いわゆる官民格差に対して、ことしの人事院勧告にもあるとおり依然として国民の厳しい目があり、町としてもやはりこの勧告に従わないと町民の方の理解も得られることが難しいではないかなというところから、この 3 点を入れて賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに討論はありませんか。

1 3 番、亀尾共三君。

○議員（13 番 亀尾 共三君） 私は、この議案 8 6 号、職員の給与に関する条例の一部改正に反対するものであります。

理由といたしましては、期末手当については 6 月と 1 2 月の比率が変わってるんですけども、合計しますと同じ状況なんです。しかし、職員の給料に関しては、これはやっぱり生活給の部分なんです。そういうことからいうと、先ほど賛成の討論であったんですけども、民間に比べると行政については比率が高いというぐあいには人事院が示しているということなんです。私は、確かに国民の大半が中小企業、あるいは個人企業で仕事をされておって、非常に疲弊した経済の中

で収入が減ってるということ、これについては私も異論がありません。しかし、そうかといって、じゃあ下がったから公務員もその比率に合わせていくのかということについては、一つは一般の企業に、民間企業については労使交渉をやって、そしてストライキ権も保障されているわけなんです。そういう中で、公務員に対してはスト権ということは剝奪されて、その中で人事院が勧告するという状況になっているわけなんです。

見ますと大企業とか、あるいは一般の民間でも公務員よりはるかに高い水準の事業所もあるわけなんです。そういう中でいえば、全国平均で比べると高いというぐあいに言われるかもしれませんが。しかし、以前もたびたび申し上げるんですけども、世の中の発展の法則というのは文化的な水準を上げていくということが、これが法則だと思うんです。そういう中で民間が下がったからといって、それじゃあ公務員もそれについて下げようということ、これについては生活の後退になるわけなんです。金額にしますと、先ほど確かめたんですけども、削減金額が年間で60万ですね。私は、この金額を下げようとするのかということ。よく言われるのはやる気ですね。そのことについてどうなのかということをよく議論になります。そういう中でいえば、60万円の金額は果たして大きなこれが意義があるのでしょうかということなんです。私が言いたいのは、職員にはそうなんですけども、特別職に対しての減額というのはないわけなんです。そういうことからいえば、非常に不合理であるということ。そのことも指摘して、私はこの議案に対しては反対するものであります。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 青砥でございます。今、亀尾議員が言われましたけども、もろ手を挙げて私も賛成するものではございませんが、労使の交渉の中、いろいろな人事院勧告も含めて、加味されて引き下げということになったわけですが、いろんなことを言われましたけども、それは世の中の物価の下落とか、そこら辺も加味してすべての観点から私たちよりもはるかに頭のいい人が考えたことでありまして、その比率もそういうふうになってるというふうに思われます。したがって、一部をとってそうだと、それで経済が疲弊するというようなところには及ばないというふうには私は思いますし、当然、他町村にも及ぶ人事院勧告でございますので、賛成するものでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第86号、南部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第87号

○議長（足立 喜義君） 日程第4、議案第87号、公の施設の指定管理に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第87号、公の施設の指定管理に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。これは全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ずっとこの議会の、何回の議会からということちょっと私も手元に資料がないんですけど、この間に公の施設を指定管理に出すということが進んできてるわけですね。私は、これの意義というんですか、それについてどういう意義のことでこのようにされているのかということをお聞きするんですけども、委員会の中でそのようなことが議論されたんでしょうかということをお聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） この条例は東西町コミュニティセンターを指定管理に出すものであります。今、亀尾議員の方から、公の施設についてどのような考え方を持ってるかということがありました。確かに町はいろんな施設を指定管理として町の直営から外しているわけではありますが、まず指定管理になればその地域の人たちがその施設を維持管理することができます。今まではやってなかったとは言いませんが、今まで以上に自分たちが維持管理する施設という、愛着が持てるということはあるというふうに思います。そして、いろんな面で気がつくところは自分たちの手で直したり、あるいは町に要望して直していただいたり、早期に修繕できるというような利点もありますと同時に、その施設を使っていろんな事業を展開していくことができます。今まで町の施設で町が管理していたよりも、自分たちが管理する方がはるかに活用もで

きますし管理ができるというふうに私は考えています。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第87号、公の施設の指定管理に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、反対する立場から討論を行います。

そもそもこの議案は、後で出てまいります議案94号の公の施設の指定管理をする前の条例でございます、伴うものでございます。町の指定手続の回数、条例を見ますと、4条の2項に、申請をするときは事業計画書をまず出さなければならないということになっております。これは94号とも関連はしますけど、同じようなことなんです、それから6条の2項に、当該町の施設を管理する業務に係る経費の節減を図るものであると、これは94号に係るんであれなんです、やはり関連がございますので、この条例との非常に不合理があるということで、そもそも町の施設はやはり町が管理すべきであるということを指摘いたしまして、反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 私は、この87号、公の施設の指定管理に伴う条例の整備の制定について、賛成の立場として意見を申します。

これは公の施設、南部町立の東西コミュニティセンターの条例の一部改正ということになっておりまして、これは東西町にありますこの施設を東西町の地域振興協議会に、先ほど雑賀議員でもありました94号でも出てきますが、そちらの方に管理を委託するという中で一部の条例の改正ということです。これは地域住民で組織されておりますこの東西町の地域振興協議会が直接管理をするということで地域の活性化、また、地域の利用が非常にしやすくなるという部分、また、そこを拠点として地域も地域づくりをどんどん進めていくという中で、大切なことだというふうに思っておりまして、やはりこの改正をしないことには、地域の振興協議会も自分たちの思いを通して使っていくことができないということにもなりますので、やはりこの条例に関しては改正をすべきということで、賛成の立場で討論をさせていただきます。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかにありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、議案87号、公の施設の指定管理に伴う関係条例の整備に関する条例の制定、このことについて反対するものであります。

理由は、先ほど雑賀議員も述べたんですけども、町がつくった施設というのはやはり町が管理するというのは、これが原則だと思うんです。先ほど賛成討論の中にもあったんですけども、地域の、その建物がある地域振興協議会の中で管理させれば利用が図られるということが言われたんですけども、果たしてそうでしょうか。おおくに田園スクエア、それから、天津の交流センター、これが以前の議会で指定管理になったんです。私はそのときにも言ったんですけども、しかし、今までと利用せん面がどれだけ違うんだらうかということが、それがはっきりと検証されたのらうかということをや非常に疑問に思うわけなんです。私は、今もそこに町が直営にしているんだけど、それが変わったからといって利用の拡大が図られるのかということについて非常に疑問を持つものであり、それと、もう一つは94号ですね、これとも関連するわけなんですけども、これについても以前も、初日のときだったですかね、金額的に削減について、削減するんだなくてむしろふえてるというそういう中で、それも理由の一つなんですけども、そういうことから反対するものであります。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） このニュータウンのコミュニティセンター、地元の議員といたしましてこれは賛成をせないけん。御存じのように東西町のコミュニティセンター、南部町で一番端にあります。これを今までどおり町が管理、運営するのがよいのか、地元の振興協議会に任せの方がよいのか、これはだれが見ても地元、遠くの方に管理するより地元でしたがいい。実績といたしましても、地元の振興協議会の皆さんに聞かしても、本当にこれは自分たちで管理して利用料が私たちのところに入る、これはすばらしいこと。ほかの振興協議会と違わして我が東西町振興協議会は、本当にどんなんして自主財源を求めようかと思えば、畑はない、田んぼはない、山はない、何にもない、あるのは高齢化率が南部町で高い方になってきたと。そこで、どんなんしてしようかといえ、少しでもいいから自分たちのことは自分たちでしよう、こういう町の姿勢に呼応してこれができるということは、地元の議員としても大変にうれしいことだと思います、理屈はいろいろあろうと思ひますけども、現実として、また現場の議員といたしましても、これは早いことしてもらわなけにゃいけない事案だったと思ひます。みんな喜んでこれは対応するように今なっております。ということをもちまして賛成討論といたしまひます。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を……（発言する者あり）

次に、賛成者の発言を許します。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷です。私も地元の議員として、これはぜひとも通していただきたいと思います。

地元におきましては、この年末におきましても各使用しておられる方が丁寧に掃除をしたり、障子も張りかえをしたりして、それはそれは大切に使っております。そのほかのことは細田議員の方からも述べておられます。私は、ぜひともこれは通していただきたいと思い、賛成の討論といたします。

○議長（足立 喜義君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第87号、公の施設の指定管理に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第88号

○議長（足立 喜義君） 日程第5、議案第88号、南部町公民館条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長、景山浩であります。議案第88号について報告をいたします。

本議案の内容は、天萬庁舎に南部町公民館が完成をしたことに伴い、あいみ分館の名称の削除、並びにさいはく分館の管理を指定管理者による管理に移行するために、条例の一部改正を行うものです。

質疑、応答の主なものは、部屋使用料はどのようにして決めたかとの質問がございまして、広さや利用目的で同じ料金としていること。また、南部町公民館は教育委員会が、さいはく分館は指定管理者が申し込みの受理等の事務を行うのかといったような質問もございましたが、質問の

とおりであるという返答が出ております。また、さいはく分館の指定管理移行はいつからかとの質問に対しては来年4月1日からと、それぞれ答弁が返っております。

反対者の主な主張は、公民館は社会教育の拠点であり、その施設を指定管理にすることがいいことなのか、きちんと教育委員会が直営すべきであると考えてるので反対であると。

賛成者の意見の主なものは、職員体制が130人体制となっているが、実際には休職者等もあり120人程度で町行政を運営している。公民館業務の一部を指定管理者にお任せして本来業務に精励していただきたい。また、地域振興協議会が管理することで住民が来館しやすくなることも考えられる。公民館は基本的に住民の拠点施設であり、行政の拠点施設ではないと考える。住民に管理をお願いするという形に変わり、住民が活動主体になるということで賛成をする。といったような意見が出されました。

討論、表決の結果、当委員会においては、賛成多数により原案を可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 民生教育常任委員長にお聞きしたいと思います。この南部町公民館の施設は、今、指定管理をする条例ですけども、この条例、南部町の庁舎内に公民館ができるということですね。となれば、どのような手続、指定管理者はどこにおられて、その内容についてどのような人員配置で公民館の維持とか手続とかされるということは、聞いておられればお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。南部町の庁舎の中にある公民館というのは天萬庁舎の南部町公民館でして、これは指定管理ではないと。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第88号、南部町公民館の条例の一部改正について

て、反対する立場から討論いたします。

先ほども申し上げましたけども、やはり町が建てた施設等、それから、従来やってきた教育委員会が管理をしている施設は、問題があれば改正をせないけませんけども、何事もそんなに町民から指摘があってこういうぐあいにして下さいというようなことを私は聞いておりません。ということから、当然、町の教育委員会と町が管理すべきということを指摘いたしまして、反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 議案第88号に賛成の立場で答弁をいたします。

南部町の公の施設の指定管理の手續等に関する条例に基づき、教育委員会が指定した指定管理者に公民館の管理を行わせることができるとした今回の改正でございます。業務としては、利用の許可、使用料に関するもの、また施設等の損傷、滅失、または損害に関するもの等でございます。

私も一般質問を行いました。町長の答弁にもありましたが、将来の交付税一本算定によります、約5億円の減額を見据えた行財政改革による職員数のあり方についても問われました。今後、議会も行政と責任を共有して将来の安定したまちづくりを進めるために、ぜひとも認識を新たに深める必要があると感じております。職員の病気や産休による長期の休職者もございます。職員の休職等出たときに業務が停滞しないためにも、今から万全の措置をとっていつでも利用可能な状態にしておくことは、これは当然のことでありまして、住民の皆さんにも、また子供さん方が気楽に立ち寄れる公民館の運営に当たっていくためにも、教育委員会の皆さんにはさらなる努力をしていただき、喜んでいただける公民館、みんなが気楽に立ち寄れる公民館、そういう公民館にさせていただくためにも、ぜひとも賛成していきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） ほかに討論はありませんか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 議案88号、南部町公民館条例の一部改正については、反対するものであります。

理由は、さいはく分館を指定管理にすることなんですね、この施設を。私は公民館の施設というのは、先ほども反対討論であったんですけども、社会教育の拠点の施設なんですね。当然、この施設は社会教育の面からいえば、教育委員会が直接管理して一層の促進を図る、これが

基本だと思う、必要だと思います。安易に指定管理に施設を出すということについては、認めるということはなかなか認められません。しかも、その上に使用料が今まで町に入ってたものが指定管理者の方の収入に加えるということになるわけなんですね。当然、維持管理費に対して、この後で94号で指定管理の管理料もここに載って出るわけなんです。そういうことからいえば、非常に不合理であるということ。

それと、先ほどの87号でもあったんですけども、地域振興協議会に出せば非常に促進が図られるというようなことで、その地域がということだったんですよ。しかし、さいはく分館というのはこの法勝寺振興協議会に指定管理を出すというんですけども、法勝寺地域だけの人の利用ではないわけなんですよ。あくまでも、以前あったように中央公民館としての位置づけをということとでやはりやるべきだと思うんです。名前はもちろんさいはく分館でも構いませんが、そういう中でやっぱりやっていくということを必要だというぐあいと思うわけなんです。

それとあわせて、天萬にありました公民館ですね、これが天萬庁舎の改築に伴って解体される。それで、3階のホールの改修とあわせてその施設になるというぐあいに理解するんですね。私は、エレベーターをつけられますよ。もちろん、だから足の不自由な方、そういう方にはエレベーター利用とか、もちろん足の不自由じゃない方もエレベーター使っていいことなんですけども、しかし、上の階に上がるんじゃないかと、先ほども賛成討論であったのですが、地域の方が本当に利用しやすいということであれば、当然、そういう上のところだなくて施設をすべきだと思うんです。それもあわせて、私は反対理由とするものであります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷です。賛成の立場で討論いたします。

委員長報告にもありましたように、人員体制が非常に難しいというのがございました。私も経験いたしましたところによりますと、図書館の方は、教育委員会が管理しておりますも張りつけにはなっておりません。ということは、利用される方、町全体の方利用されても、きちっとした把握というのはなかなか、目配せその他についても無理を生じると思います。今、幸いにも法勝寺振興区がそこにおります。その方たちが本当に細かくしておられるということになりますと、これは当然、地域の拠点である公民館でございますので、当然ではないかと思えます。

それと、新しい体制になりましたので、それはそれなりの体制というものも必要ではないかと考えますので、私は賛成といたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 88 号、南部町公民館条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 89 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 6、議案第 89 号、南部町立図書館条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長、景山でございます。議案第 89 号について報告をいたします。

本議案の内容は、天萬庁舎内の町立図書館完成に伴い、その名称並びに所在地を変更するものでございました。

質疑、応答の主なものは、現在の進捗状況を問うものがあり、現在、書架が搬入、設置され、完成は 1 月 23 日の予定であるとの回答がございました。

反対意見の主なものとしては、蔵書を天萬に移すとのことがあるが計画性がない。図書館に対する計画がはっきりしていないなどきちんと示してなく、あいまいであるので反対であると。

賛成意見の主なものは、以前から図書館の居心地のよい環境を提案していた。新しい建物を建てるのが困難な中、いいものをつくってもらったし、蔵書の計画についてはこれから検討していけばよいのではないかと。天萬の皆さんの念願でもあったし、蔵書も入れている。蔵書については連携をしてどこからでも借りることができるし、図書館を身近なものとしてますます努力していただきたい。先人の皆さんの思いがあった。今回、複合的な施設となったが、念願がかなったと思う。蔵書の問題はこれから解決できると思っている。といったような御意見が出されました。

討論、採決の結果、当委員会においては、賛成多数により原案を可決すべきものと決しました。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番、雑賀敏之君。

○議員（3 番 雑賀 敏之君） 民生教育常任委員長さんにお聞きしたいと思います。昨日もお聞きいたしましたけども、全員協議会で。この図書館の設立に対して蔵書等、先ほどの委員会の内

容では、蔵書等についてはこれから検討すればいいじゃないかということもございましたが、やはりこれが降ってわいたような図書館計画ではございませんので……（発言する者あり）ええ、ですのでやはり事業計画書が……（「あったぞ」と呼ぶ者あり）いや、今言われたんです、そういって。出てないんで、やはりそういうことを聞かれたのかということと、この人員配置等には聞かれてるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長の景山でございます。蔵書の件、それと事業計画の件ということで御質問がございましたが、蔵書については、大体、新しい図書館は5万冊の書架を設けてあるということでございまして、一遍に5万冊ぽんと買うわけにはいかないということで、約1万冊分の予算化がなされているということでございました。ただ、1冊の本を法勝寺にも天萬にも、どちらにもないといけないものもあれば、どちらから必要な場合には持ってくる事ができるものといったような、そういった区分けをして、どちらにも置いておくべきものをまず優先をして買いたいということのようでして、そうなりますと、そういった本というのは図鑑ですとか辞書ですとか辞典とか、そういったもので1冊単価が非常に高くなってくると。そうすると、おのずと1万冊を計画をしていたものが1万に満たなくなるんだらうということで、そうしますと法勝寺にあるものをある程度移動して、バランスを持たせた形で開館に持っていきたいということを聞いております。

それと、人員の配置ですけれども、3. 5人、3. 5人の7人体制で行っていきたいということの説明を受けております。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第89号、南部町立図書館条例の一部改正について、反対する立場から討論を行います。

先ほどもお聞きいたしましたけども、やはりこの条例について検討していくならば、蔵書等についても今のところ計画がないようでございます。最終的には5万冊ということですけども、具体的な……（「説明受けたがん」と呼ぶ者あり）具体的な、今1万冊しかないということでござ

います。やはり事業計画をきちんと明確に出していただいて、それをもって。

それと、図書館条例、一応、先ほども公民館ができるんで図書館等も同じようなことなんです。やはり入りやすい図書館で見込み等、そういうものをやはりどのように計画されたかわからないということだったんで、この条例については反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この南部町図書館の、要は天萬に図書館ができるのにこれを反対するという、また地元の町会議員さんが反対するという自体、私は異だなと思っております。この計画があったときにはちゃんと説明も受けましたよ。また、これができれば県内一の恐らく図書館になると思います。全国では有数の南部町の図書館になるようだと思いますよ。これをそういうことで反対すること自体、私はおかしい。最終的には5万冊そろえます。足らんもんはこっちの法勝寺にあるのを持っていきます。順次やります。そのようにして整備をするって最初から計画あったはずですよ。ましてや地元が一番頭に……。一番ちょっと異に唱えたのは旧会見、天萬庁舎、天萬にそういう図書館がなかったのを、ここにある、法勝寺にある法勝寺図書館よりもすぐれたのをあっこにつくるんですよ。それで、文化、教育がきちっとなるような図書館をすると、こういう条例の改正なんです。これ賛成せずにどこで賛成されるんでしょうかということをお願いして、私はちょっと感情が表に出ましたけども、賛成討論いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、反対者……。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、この議案89号、南部町立図書館条例の一部改正については反対するものであります。

一つは、新たに資金をつぎ込んで図書館をつくるということ、これは立派なもんですよ。しかし、それにつぎ込んだ以上は、やはりそれに見合う利用を見込みをということをやはりきちんと考えなければいけないと思うんです。先ほど会見地域にこれまで図書館がなかったかということ、非常に粗末なもんだったですけど、あったのはあったんですよ。しかし、私は、この法勝寺図書館ですね、これは今、非常に利用が今まであったわけなんです。1つ考えてみますと、蔵書があいみ分館と比べて多かったということも一つは理由にあるでしょう。でも、一番大きなのは場所の位置だと思うんですよ。これはやっぱり小学校が近かったということで、よく子供たちが寄って見ておったんですよ。でも、会見は小学校については非常に距離的に……（発言する者あり）ちょっと発言中だから黙っておってくださいよ。議長、とめてくださいよ、あったら。だから、

そういうことから見て将来の見込み計画とかそういうことについての、やっぱりしっかりとした計画を出していくということ。

それと、蔵書に関しては、最終的には5万冊ということなんだけれども、しかし、確かに今、法勝寺図書館の方が蔵書の関係で手狭なんです、向こうへ移すということなんだけれども、しかし、将来的に2つの図書館でどういうぐあいにするかということもきちっとこのときには計画を出して、そして見込みについてもどういうぐあいにするのかということも、やはり計画を出すということをしなければ責任が持てないと思うんですよ。そういうことを理由に反対するものであります。

○議長（足立 喜義君） 次に、賛成者の発言を許します。

6番、杉谷早苗君。（発言する者あり）

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷早苗でございます。私は、この件、議案第89号に対しましては賛成の立場で討論いたします。

委員長報告にもございましたように、私は常々心地よい空間を求めてという図書館についてのことを申し上げてまいりました。このたび、それが実現して本当にうれしく思います。

まず、先ほど入りやすい図書館を目指せというふうに雑賀議員はおっしゃいましたが、このたびの図書館は、まず車いすを利用の方にも大変優しいところでございます。といいますのは、車いすの方は自動ドアでないと入りにくいでございます。それに、また中にはオストメイトですね、それ対応のトイレも新しくついております。それと、今南部町、全国的に展開なされています子供のためのブックスタートの取り組みがございます。ということは、低年齢の幼児の時期からでも進めてくださいというような雰囲気がございます。そういうことでは赤ちゃんを抱いてでも、幼児を連れてでもお母さん方が行けるというようなことであれば、私は授乳室というものもぜひともお願いしたいと思っておりました。こういうことを本当にすべて完備されて心地よい空間になりました。

それと、もう一つは、場所的に従来の中央公民館は小学校が近くだから利用者も多いというふうに、そういうふうなことをおっしゃいましたけれども、私は、心地よい空間につきましてはそこに住民の方が集まって、そこで新聞も読んだり、おしゃべりもできたり、そのほかの自分の課題を持った人生の調べ室にもなるというような、そのようなことを本当にイメージしておりますので、これは旧来の中央公民館プラス、新しい南部公民館、両方持つということは非常に私はすばらしいことだと思います。何ら反対する理由はどこにも見当たらないと思います。そういうことをもちまして賛成といたします。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 次に、反対者の発言を許します。（「赤井君、賛成討論」と呼ぶ者あり）

反対者がいないようですので、賛成者の発言を許します。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 7番、赤井です。

○議長（足立 喜義君） 一応、順番になっておりますので。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 議案第89号の南部町立図書館条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

先ほど賛成の立場で杉谷議員もおっしゃられましたし、るる述べられましたので、内容についてはことごとく申し上げませんが、私は旧会見町の町民の立場の方から考えましても長年の懸案事項でもございました。そして、町政というものは基本的に地域の偏頗なく公平で平等な形で町政を行われるべきという立場の中で、この天萬庁舎の改修に伴いまして図書が整備されるということは、元会見町民としては大変うれしいことでございます。そして、教育文化の中心施設が整備されてますます会見町地区の皆様にもこの町政、あるいはこの教育文化の問題について大いにまた人格も高めていただいたり、それからそういう地域の施設として活用していただくことが、これは全体的な町民全体等の福祉の向上につながることでございますので、私は全面的に賛成いたします。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） ちょっと休憩します。

午前9時49分休憩

午前9時49分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

ほかに賛成者の発言はありませんか。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 賛成者の立場で、もう最後になると思いますけん、心を込めて討論したいと思います。

反対討論におきまして、蔵書についての計画性がないとの討論がありました。この改正、条例につきまして、ちょっと討論としては理解できない、そういう感じがします。

全協の場におきまして、永江教育長がはっきりと5万冊の計画であると。それで、そのときは、スタート時は2万冊ぐらいで開架書籍2万冊ぐらいで行いたいという、たしか2回ぐらい説明を

受けたと思います。説明を受けたことがこうやって討論の場でまた出てくる、忘れておられる。ということは、やっぱり私はちょっと議員として本当に考えるべきだと思っております。図書館の研修も私たちも受けました。幼児から高齢者まで、また杉谷議員も申されましたけど、障がいのある人等も自動ドア、またトイレ等も障がいのある方も利用できるように整備しておりまして、私も地元の議員として大変喜ばしい。本当にこれから子供たちが、高齢者までが、皆さんと一緒に勉強すると。あそこで情報をいただき、またみずから情報発信もできると。また、古い本もございます。古書はなかなか手に入らない。また、高価な本もなかなか購入できない面もありますけど、そういうものは図書館のネットで鳥取県、県立、または国立、または他県から調達できる、そういうシステムもあると聞いておりますので、文化の町としてこれから発展していくように心を込めて賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論……（「最後」と呼ぶ者あり）

賛成者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 井田でございます。私は、本当に先人の皆さんの思いを、ただいま賛成討論者の皆さんが本当に語っていただきました。私は、本当にこれ、今の図書館とホールができたということは本当に満足しています。本当にありがとうございます。以上をもちまして賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第89号、南部町立図書館条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第90号

○議長（足立 喜義君） 日程第7、議案第90号、南部町特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第90号、南部町特別会計条例の一部改正につきまして。

これは、新条例は旧条例の老人保健特別会計、老人医療という項目を削除するものであります。
全員一致で可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第90号、南部町特別会計条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第91号

○議長（足立 喜義君） 日程第8、議案第91号、南部町特別医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長の景山です。議案第91号について報告をいたします。

本議案の内容は、鳥取県条例の改正に伴い、南部町特別医療費助成の対象が小学校就学前から中学校卒業までに拡大したこと、並びに受給者証の更新の時期を従来の6月から、国民健康保険や後期高齢者医療に合わせた7月に変更すること等に伴う条例改正でございます。

特に、質疑並びに反対意見等ございませんで、表決の結果、当委員会においては、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第91号、南部町特別医療費助成条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第92号

○議長（足立 喜義君） 日程第9、議案第92号、南部町福祉医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長の景山でございます。議案第92号について報告をいたします。

本議案の内容は、前議案91号の特別医療費助成条例の改正により、中学生が特別医療の対象に含まれることとなったために、本助成条例の対象から削除すること、並びに身体に障がいがある方に係る所得について、7月基準を8月基準に改めること等が主な内容でございました。

質疑、応答の主なものとしては、町の負担はどうなるのかという質問がございまして、小児特別医療制度の助成の2分の1は町が負担することになるので、町の負担はふえることが予想されるといった答弁をいただいております。

反対意見等、特になく、表決の結果、当委員会において、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第92号、南部町福祉医療費助成条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第93号

○議長（足立 喜義君） 日程第10、議案第93号、南部町福祉事務所設置条例の制定についてを議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長、景山でございます。議案第93号について報告をいたします。

本議案の内容は、南部町が独自に生活保護の決定、助産施設及び母子生活支援施設の入所決定、児童手当や障害児福祉手当及び特別障害者手当の認定や支給を行う社会福祉法第14条に規定されている、福祉に関する事務所を設置することを定める条例を制定するものでございました。

質疑、応答の主なものとしては、障害者手帳の交付はどうかという質問がございまして、これに対しては障害者手帳の交付は今までどおりで受付事務のみである。そのほかには、福祉事務所長は課長職かといったような質問に対しては、課長職となり、健康福祉課長が所長を兼務している町村も多いのが実態であるといったような答弁。また、ケースワーカーの交代は1年ごとかという質問に対して、年数は決まっていない。また、なぜ町村設置となったかという問いに対しては、身近できめ細かなサービス提供のために町村での設置となっている。島根県はちなみに、全市町村に設置をされている等々の質疑、応答がございました。

反対意見は特にございませんでしたが、今後、運営について特別交付税に経費部分が算定されるという交付税頼みの側面があるので、この運営経費については注意深く見守っていく必要があるだろうという意見は出されましたものの、表決の結果、当委員会においては、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第93号、南部町福祉事務所設置条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第94号

○議長（足立 喜義君） 日程第11、議案第94号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第94号、公の施設の指定管理者の指定についてありますが、これは5つの施設、森林公園、会見地区にあります交流会館、公民館さいはく分館、これは西伯地区であります。東西町コミュニティセンター、両長田ふれあい会館、この5つの施設を指定管理として管理をしていただくものであります。ちなみに、森林公園は南さいはく地域振興協議会、交流会館はあいみ手間山地域振興協議会、公民館さいはく分館は法勝寺地区地域振興協議会、東西町コミュニティセンターは東西町地域振興協議会、そして両長田ふれあい会館は南さいはく地域振興協議会に管理委託をしていただくものでありますが、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第94号、公の施設の指定管理者の指定について、反対する立場から討論を行います。

まず、公の指定管理の指定については、やはり今回の提案につきましては事業計画書が出ておりません。それと、内容を……（「計画書出とる」と呼ぶ者あり）いや、これは事業計画書ではありません。いや、なぜかいうと、それは審査選定委員会が審査をされとるかもしれませんが、議会として審査するので、これだけでは審査の計画書を出すようになってますので、4条の2項にですね、これがわからなければ事業計画書、収支予算書等、その他規則で定める書類を事業計画書というぐあいになって添付しなければならない。添付はしてあるとは思いますが……（「積算表等も添付しましたよ」と呼ぶ者あり）いや、あれは予算書ではありませんので。（発言する者あり）いや、予算書、事業計画書、収支予算書……（発言する者あり）収支予算書は添付するようになってるんですよ。

○議長（足立 喜義君） 討論中ですので、続けてください。

○議員（3番 雑賀 敏之君） それと、異論があれば後で言ってください。それから、第6条で、2項で事業計画書の内容が当該町の施設の効用を最大限に発揮される。これはいろんな見方があると思いますんでいいと思いますが、その後、当該施設を管理する業務に係る経費の節減を図るものであることということになっております。今の説明書を見れば経費がふえております。ということからすれば、これはいかに説明されるかということでございまして、当然、ここが一番重要な問題でありまして、経費の削減を図ることということになっております。経費がふえるということが条例とは一致しないということを申しまして、反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成の発言を許します。（「おい、板井君」と呼ぶ者あり）

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、この議案第94号、公の施設の指定管理者の指定についてということで、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今まで各、大国、天津、それから富有の里、それぞれ拠点施設あるところを指定管理ということで、今までも振興協議会、各振興協議会の方に管理をお任せしていつてきてるという中での引き続き、それに残された協議会の拠点施設について、特に指定管理をしていただき対応していただくというような状況だと思っております。この地域密着型の施設であり、地元住民により各振興協議

会へ施設管理、運営することで施設の機能の効果を発揮することができ、地域振興や地域の活動の促進など、十分な効果が最も期待できるということで指定管理をしていただくような形になっております。

先ほどから議案の 8 8 号、そして 9 4 号についても、共産党議員団はるる反対をしておられますけれど、今までも執行部の方から各協議会の今までやってこられたことについては、十分な説明がなされておりますけれど、特に賀野の富有振興協議会では農産物加工施設のえぷろんを使った特産品の開発、それから、日曜日にはそこで農産物や特産品の販売など、それから、大国の振興協議会ではおおくに田園スクエアを使った収穫祭など、それから、天津の振興協議会では天津交流センターを使って菜の花まつりや秋の収穫祭など、本当にそれぞれの地域の特色を持った活動をしておられ、地域の地域づくり、そして人づくりに、本当に中心的な立場で頑張っていてというふうに思います。共産党議員団は検証がなされているのかということをお先ほども言っておられましたけど、検証どころか本当にこのような成果を上げておられる。共産党議員団こそ検証の認識不足があるのではないかというふうに私は思います。

そして、事業計画等のことですけれど、この議会の説明用の中には入ってはおりませんが、それぞれの施設のかかわる審議会においてそういった事業計画書もなされ、適切であるということが認められているからこそ議会の方にもこのような書類が出ております。また、経費につきましても、人件費が高くなってということをお先ほど雑賀議員、反対の討論でありましたけれど、これについても執行部から説明があり、今までは町の職員が直接やっていたものをこれからそれぞれの振興協議会の方にお任せする、それに対する賃金等の人件費ということになります。23 年度には、各それぞれ地域振興協議会におられます支援職員の方も撤退をして、本庁の方に帰られるというような計画もあります。今まではそういった方々が一緒になってやってもらった部分を、今度は振興協議会が直接やらなくてはいけないということがあります。やはりそういったものに対するそれ相当のものは町としても出していただいて当然だということをお申し上げて、賛成の立場の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 次に、反対者の発言を許します。

13 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、議案第 9 4 号、公の施設の指定管理者の指定についてのこの議案に対しては、反対するものであります。

先ほど委員長の報告で、森林総合利用促進施設、あるいは介護予防拠点施設、いわゆる交流館ですね、会見にあります。それから、公民館のさいはく分館、それから、東西町コミュニティセ

ンター、それから、両長田ふれあい会館、これをその地域にあります地域振興協議会の方へ管理委託、指定管理をするということの議案なんです。

私は、一つは、先ほど雑賀議員も指摘したんですけども、直営のときと今度指定管理に出すときには金額が上がるわけなんですね。指定管理の手続の条例によりますと、先ほどと繰り返になります、経費の削減ということがあるんですよ。この5つの予測で、予測というか予定されている分ですね、どれだけの指定管理費を出すかということ。今まで維持管理費についてた分にプラスして、金額を一体どれだけになるのかということ計算してみますと、300万円を上回る金額になるわけなんですよ、5つをね。私は、一つ、この理由でどういふぐあいに上がってるかということ、それは地域振興協議会が指定管理することによって、より地域の主体的な生涯学習の取り組み、いわゆる独自の事業展開が進むことが期待でき、また行政と地域との協働による文化的、体育的取り組みの発展も期待できる。このように理由づけというんですか、至った経過、理由は載ってるわけなんですね。私は、じゃあこれによってどれだけなるのかということが非常に疑問に思うんです。賛成の討論でもあったんですけども、いわゆる検証したのかということ、共産党の議員団は検証してないだないかということと言われるんですけども、目に見えませぬ。先ほど、例えて言うと賀野の何とかだ。 (発言する者あり) えぶろんの活動のこと言われたんですけども、これは指定管理されたんだけど、これはその施設は別の問題ですね。私は、そのところでごっちゃにされると非常にまずいというぐあいに思うんです。だから、私は、先ほどの88号で公民館の条例の一部改正で、さいはく分館のをするというようなことの際にも申し述べたんですけども、利用展開がここに変わったからって大きくそんなに変わるということはないかな予測がつかせぬ。私は、そういうことよりも300万も入れるということ、人件費部分だということなんだけれども、果たしてそれで大きな効果があるのか。私は、これについての300万を上回るお金をつぎ込んでそげなことになるのかということ。

それと、一つは、言われたのは、職員の削減もやらなければいけないので、職員の仕事の分野がそれだけ減るということは職員の削減にも一つの考慮にもなるということ言われたんですけども、じゃあ300万円以上をつぎ込んで職員をいつから削減されるのか、このことははっきりしておらない。そういう状況の中で、私は、この議案は認めるわけにいかないということをもって反対するものであります。

○議長(足立 喜義君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員(9番 細田 元教君) この案件は議案87号からずっと関連しておりまして、もし共産

党議員団が言われるように全部今まで町がやっておいたら、我が町はどうなるだろうと想像されるでしょうか。石上議員がいみじくも一般質問等また言われました。本当に今後、国の財政も厳しい中、それに伴いまして我が財政も自主財源が厳しい中やっております。こういうことでやれば、ずっとこういうことを全部町がすれば、職員をもっとふやさないけん。ならば、夕張の二の舞にならへんかと心配するところがあります。今、国が進めておりますし、時の流れにも今なっております。民でできることは民でしましよと、公でできることは公でしましよと、民というのは私たち住民なんです。この住民組織がきちっとして、それぞれ活動しているのが地域振興協議会なんです。この地域振興協議会がもう3年もたって、そこに張りついていた職員を引き揚げて、自立して自分たちで自分たちの町をうまくしようという、そのためのこの施設をあなた方が管理してねと。300万上がるんじゃないかって言われましたけど、これが町がして、町の職員を張りつければもっと上がりますよ、300万どころじゃないと思いますよ。ほんならそれをボランティアみたいに町民にさせてんじゃねえかと言われますけども、これから団塊の世代の私たちみたいな人がどっと出てまいります。そこにはすごいプロ級の方がたくさんおります。学校でコミュニティスクールで、学校の先生でも手伝おうかという人も出てまいります。このような人が地域に出て、地域の活力するその拠点となる。これを皆さん方に管理してね、いいことじゃないでしょうか。この地域振興協議会がますます発展するための拠点になります。これは、この時に流れを先取った私はやり方だないかと思っております、賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第94号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は10時40分。

午前10時18分休憩

午前10時40分再開

○議長（足立 喜義君） 再開をします。

日程第12 議案第95号

○議長（足立 喜義君） 日程第12、議案第95号、平成22年度南部町一般会計補正予算（第

4号)を議題といたします。

本件については、総務経済常任委員会を主体とする連合審査でありますので、総務経済常任委員長から報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長(秦 伊知郎君) 議案第95号、平成22年度南部町一般会計補正予算(第4号)であります。これは総務を主体とする連合審査であります。総務経済所管の項目につきましては、全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

○議長(足立 喜義君) 続いて、民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長(景山 浩君) 本第95号について、民生教育の所管部分についての審査の報告を行います。

質問等々は非常に多岐にわたって出ておりますが、主なものとして、新型インフルエンザワクチン助成の減額になっている理由はという質問に対して、対象者の減と県の示した補助金の接種率が下がったために減額になっている。また、福祉事務所の立ち上げについて補助はないのかといったような質問もございまして、前年度は2分の1、次年度は全額の補助率となっており、全額という有利な年度での執行部分をふやしたいけれども、準備期間中の予算も必要であるといったような種々の質疑、応答がございました。

反対意見として、教育費で司書が1カ月空白の期間が生じるとの説明があったが、非常勤職員は保育所に限らず条例において縛られており、非常勤の問題がここにもあるとの観点から反対をするというものがございました。

賛成意見といたしましては、反対意見にももっともなところもあると思うが、司書については張りついていないと業務ができないというわけでもないので、問題はないと思われ賛成をするというものでございました。

討論、表決の結果、当委員会においては、賛成多数により原案を可決すべきものと決しました。以上です。

○議長(足立 喜義君) これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員(3番 雑賀 敏之君) 1点だけお聞きいたします。事業別説明資料の45ページで、子宮頸がん予防ワクチンの項がございまして。このことについて、私は質問をちょっとさせていただ

きましたが、接種費用について。このことについて常任委員長さん、報道によれば他町村も今3市町、鳥取市、それから伯耆町、湯梨浜町が一応子宮頸がんの全面補助をするというような報道がなっております。その中で、南部町では増額をして補正を組むというようなことが聞き取りの中で、どのような聞き取りをされたかお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長、景山でございます。この子宮頸がんについては、説明資料にありますとおり1万2,000円、1回、これの3回分というのが助成額になっておりますが、大体、各医療機関によって金額的なものに幅があるということで、この部分の薬剤料のみを支援をしていくということで、これは一律の補助ということになっていると。そして、この金額の180万円の増額を行いたいというものでございました。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 総務経済委員長に1点だけお聞きします。予算書のページにしますと13ページに記載があるんですが、地域自治振興費の中で負担金補助及び交付金ということで、金額は48万6,000円上がっております。これ長寿社会づくりソフト事業補助金ということで、取り組むのは天津地域振興協議会がやるということなんですけども、これは補助が100%ですね、その事業費の、中なんですけども。それで私がお聞きしたいのは、このお金が出るのはもとはどこかという、財団法人地域社会振興財団からの補助を町が受けて、それを天津地域振興区に出すということなんですけども、私が聞きたいのは、この事業団のお金、補助というのは制約があるのか。制約というのは、制限というか、があるのか。一つは、事業が限られているのか、あるいは団体として、このたびは地域振興協議会なんですけども、集落ですね、一つの集落。例えば私の方で言いますと落合区がこれに取り組みたいがということになると、事業にかかわらず、団体にかかわらず出せることが、補助が受けられるのかどうかということをお聞きしますので、よろしくお願ひします。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 亀尾議員の質問にお答えいたします。この財団法人地域社会振興財団というのは、言われましたように宝くじ、通常宝くじ交付金であります。これは2つの点で成り立っています。1つは、地域医療振興事業交付金、もう一つは、整備拡充事業交付金及び長寿社会づくりソフト事業交付金、この2つの事業から成り立っています。

今回、天津振興協議会が受けられましたのは、この下の整備拡充事業交付金つき事業及び長寿

社会づくりソフト事業交付金の項目であります。これは御質問の中にありました、地域が、集落ですね、が受けられるかどうかということは可能であります。

そして、年度によってメニューがありまして、22年度のメニューであります。6つ項目があります。1つは、地域医療技術向上推進事業、2番目に、地域医療機関と住民との連帯推進事業、3番目に、健やかコミュニティモデル地区育成事業、4番目に、介護保険等整備推進事業、5番目に、保健医療福祉事業推進調査事業、6番目に、その他財団が必要と認める事業、この6つの事業がメニューがありました。それで、天津振興区が該当したのがこの健やかコミュニティモデル事業というのに該当して、今回この財団から事業費をいただき、そして、事業は天津振興区が今まで積み立てました基金を取り崩して今回の事業をなされているということでありまして、以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、議案第95号、平成22年度南部町一般会計補正予算に反対する立場から討論を行います。

まず、この反対の理由は、保育士問題というか、町全体の非常勤職員等の条例の問題が出て、この小学校の図書司書が1カ月間空白が生じるということで、1カ月間の臨時雇用を上程をされております。きのうも民生教育常任委員長に聞きましたら、どうも募集はしてもなかなか、急に言っても図書司書は見つからないじゃないかというようなことでございました。なぜならば、それが見つからなければ学校の先生が図書司書の資格を持っておられるので、兼務をしてもらおうと、ようなことも考えるというようなことでございました。

まず、こういう状況がなぜ起こったかという、この南部町の非常勤職員の勤務条件等に関する条例がある限りは、こういうことが保育士と調理員、それからこれに係る非常勤職員に該当する方が起こる可能性は十分今後とも考えられます。そのようなことがないようにするためにはどうした方がいいかということは、いろんなことで提案もしておりますし、町としてこういうことの非常勤の職員の身分が安定しないような、先々。なぜこういうことを言うかといいますと、学校図書とか保育士というのは永久に私はなくなるものではないというぐあいに思っております。

ずっとこういうものは必要であるというぐあいに思っております。ですならば、やはりそういうことがないような条件を整備して、きちんとした保育士なり、それから今、今回補正に上がっております図書司書が不在になるようなことのないような条件がなければならないということで、これがあるということはこれが問題であるということを描いたしまして反対するものでございます。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷早苗です。私は、この議案第95号につきまして賛成の立場で討論いたします。

私は、ことしの3月に子宮頸がんについて国の方に意見書を上げるという議員発議をいたしました。景山議員には賛同していただきまして皆様にお諮りしたところ、皆様がこぞって賛成してくださいました。

この件につきましては、十分とは言えないまでも今議会の中で予算提案がされております。これを外してどうなるものかと思っております。ぜひともこれは上げるべきだと本当に思いますし、ここに上程されましたことにつきましては、私はうれしく思っております。

それと、先ほど亀尾議員の方から長寿社会づくりソフト事業というものについての御質問があって、中身等のことがありましたけれども、私はこの件につきましては地域が目的を持って基金を積んで、それと10分の10の補助でもって、また地域存続のため、子供たちのために残すべき大事な地域の宝ものをきちっと文書にして残していこう、こういう事業は本当に素晴らしいことだと思います。地域のことは地域でというようなものの事業が次々と生まれてきております。これは地域振興協議会において、各地域振興協議会の方々がもう一度ふるさとを見直して、一つ一つそちらに向けて歩み出していっている大きな変化だと思います。そういう意味におきましては、何ら反対するものでもありません。ほかにもまだ賛成すべきこともありますけれども、とりあえずこの件をもちまして私は賛成とさせていただきます。

○議長（足立 喜義君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、議案95号、平成22年度南部町一般会計補正予算に反対するものであります。

理由は、予算書で見ますと学校管理費の中で、小中学校とも報酬を減額して、同じ額を賃金として組み替えるという内容のものであります。私は、この組み替えの理由はどういうことかとい

うことを聞きましたら、いわゆる非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例のもとでやるんだということなんですね。私は、学校図書館司書を、つまり3年間で雇いどめするという、保育園の保育士もそうなんですけども、これで、このことを雇いどめするということは果たして成り立つのかということなんです。私は、一般質問の中でもお聞きしたんですけども、非常勤職員の区分というのは一般職の非常勤というこのことの答弁を受けたんですけども、これによってやるかということ、地方公務員法の第17条であるということなんです。一般職は地方公務員法上、特定の事項を除き任用方法、身分の取り扱いについては、原則として常勤職員と同じ規定が適用される、このように法で示されているわけなんです。非常勤職員の身分の取り扱いが同じ規定の適用ということは、つまり雇いどめをすることはできないというなんですよ。本人がやると、継続して勤めたいということになれば、これは一方的に雇いどめするということは非常に大きな問題であるということなんです。先ほど雑賀議員も指摘したんですけども、学校図書館司書、それから保育士、それからほかに該当する方もありますよ、職員が、この中で。将来、この後に、3年経過したら雇いどめをするというようなことを、そもそもそれ自身で問題がありますが、このことが続く、この条例が続くということになれば、そういう事態が起こってくるということは容易に想像ができるもんなんです。ですから、私は、この条例をやめてしまうということ、このことをあわせて申し述べるものであります。そのことで反対するものであります。

なお、つけ加えておきますけども、これ要望なんですけども、先ほどの補助金ですね、財団法人の。これを広くやっぱり何かの機会ですね、あるいは町報で広報をしていただきたいことをつけ加えて要求しておきます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議案95号、一般会計の補正でございますが、今、ただ1点、図書司書の非常勤職員の期限が切れて、それがあるので反対する、この補正予算を反対すると言われました。この予算、今、杉谷議員が言われましたように、杉谷議員の悲願でありました子宮頸がんワクチンの予算も今回のこの補正にのっております。それと、障がい者の関係の予算も230万からのっておりますし、新型インフルエンザ今やっておりますね、皆さんが。あれの補助金の額もここにのっております、130万。まだたくさんあります。るる言いますと、このような大事な予算であります。障がい者に対する補装具の助成、これは実績です。実績でも3,000万からの実績で、ここで補正をしております。中身は皆さん、この説明聞いて知っておられます。また、児童手当、今問題になってますけども、これのシステム導入でもここに入っております。

これがなければ子供がお金をもらえません。それと、保育園の問題出ましたけど、保育園の備品も300万からの補正で入っております。もちろん、そこに子宮頸がんもありましたが、このような内容で大事な今回の補正予算であります。これを1つの非常勤職員の件をもって言われて反対するとは異なるものだと思えます。

あえて言いますと、非常勤職員のこの雇いどめでこれは反対する、この条例は反対すると言われましたね。この一般質問のときどう言われましたでしょうか。この問題があるから、この非常勤職員を何とかしてあげないけんというので民間法人に移管して、救ってあげようというのが一般質問たくさん出ました。それにも反対されたんですよ、あなたやちは。保育士の非常勤職員の任期が3年で切れちゃって来年の春で切れる。それを助けてあげようというのが一般質問で出された保育園の民営化の問題でしたね、これも反対された。そういう職員を救ってあげようという案も一般質問で反対されたことを言われました。今回も非常勤職員の件も反対、どっちが本当でしょうか。

ならば、この人、ほんなら今、亀尾議員が言いました、非常勤職員というのは一般職員に該当すると、地方公務員法で雇いどめがない。たしかそれでは、非常勤職員がないということは、たしか今度は臨時職員になりますね、違いますか。臨時職員はたしか半年か1年で切れちゃいますね。ますます大変じゃないでしょうか。この南部町の条例の非常勤職員は3年間という身分保障みたいなのがあります。このように一様、一生懸命勤めておられる方はそのように手だてをされてるんですよ。よその市町村にあるかどうか知りませんよ。保育士の問題も言われましたね、さっき反対のことで。保育士は35名の人をそういうことで、来年は……（「25名だ」と呼ぶ者あり）25名、そのように助けてあげようというのにも、一般質問のときにもそれは白紙に戻せと言われた。ほんならその人はずっと非常勤職員でいいでしょうか。あなた方は、官製ワーキングプアということを大変ひどく言っておられました。これも少しでも解決しようというのが執行部の考えだったと思いますよ。これをもって反対されるというのは、私はおかしいと思います。今、るる言いましたように今回の補正、杉谷議員の念願でありました子宮頸がん、またインフルエンザ等々、いろいろ重要な案件が含まれた補正予算であります。そういうことで反対することはどうかと思ひまして、これは全部賛成すべきと思って賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第95号、平成22年度南部町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 9 6 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 1 3、議案第 9 6 号、平成 2 2 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長でございます。議案第 9 6 号について報告をいたします。

本議案の内容は、国民健康保険事業特別会計の本年度の実績見込みによる補正を行うというものでございました。

質疑、意見等ございませんで、表決の結果、当委員会においては、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これより、議案第 9 6 号、平成 2 2 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 9 7 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 1 4、議案第 9 7 号、平成 2 2 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

- 総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第97号ですが、これは平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）であります。

これは事業内容といたしましては、福成地内国道180号線において、舗装工事に伴いますマンホールの高さの調整のための工事であります。

これは、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

- 議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第97号、平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第98号

- 議長（足立 喜義君） 日程第15、議案第98号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

- 総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第98号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。これは全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

- 議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第98号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第99号

○議長（足立 喜義君） 日程第16、議案第99号、平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。議案第99号について報告をいたします。

本議案の内容は、後期高齢者医療の広域連合負担金の基盤安定部分の額の確定に伴う補正を行うものでございました。

質問として、基盤安定繰入金負担割合はということが出ました。県が4分の1、町が4分の1であるという答弁がございました。

意見等はございません。

表決の結果、当委員会においては、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第99号、平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第100号

○議長（足立 喜義君） 日程第17、議案第100号、平成22年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第100号、これは平成22年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）であります。

委員会で審議をいたしましたところ、今回、一般会計からの繰り出しがあるが、特例的な措置であるとのことである。今後、公共料金審議会等の意見を踏まえて健全な運営を図られることを望むという意見がありまして、意見を付して可決すべきと委員会の方で決しております。

意見を読ませていただきます。議案第100号、平成22年度南部町水道事業会計補正予算。水道事業会計による他会計からの補助金の拠出要綱によれば、1番目に、料金収入規模に対し建設改良費が大きく上回る簡易水道事業について、建設改良費に係る起債元利償還額に対する補助金。それから、2番目に、統合水道建設改良にかかわる起債元利償還額の2分の1。3番目、簡易水道の建設改良にかかわる起債元利償還額、これは臨時措置分と通常分、これの2分の1となっています。今回、一般会計から757万7,000円を、水道料金が節水及び節水機器等の普及により不足分の補てんとして計上されています。しかし、上限なき安易な補てん、また特別会計上からも問題があります。今年度は特異な例との説明がありましたが、水道料金、経費の見直

し等がなければ来年度以降も同じ状況が考えられます。抜本的な改善を早期に求めるという意見を付して全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第100号、平成22年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第101号

○議長（足立 喜義君） 日程第18、議案第101号、平成22年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。議案第101号について報告をいたします。

本議案の内容は、西伯病院が医療職確保のために、院内保育園を設置するための建設に係る費用を補正するものでございます。

質疑、応答の主なものでございますが、工事の着工時期、完成予定はということで、1月5日契約、同7日着工、3月30日を完成として目指していると。プロポーザルでの公募ということになりますが、その応募はということですが、町内4社に案内を出し、そのうち2社が説明会に来られたという返答でございました。また、運営体制はという質問に対しては、運営もプロポー

ザルで業者の決定を行いたい。範囲は中国地方の同様の業務を行っているところとしたいということでございます。また、保育園の給食はということですが、病院の方から給食は供給を受ける。また、入園対象者はということで、これは当初は職員のお子さんのみを対象としたいといったような、それぞれの答弁が返っております。

反対意見等もございませんで、表決の結果、当委員会においては、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第101号、平成22年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 陳情第3号

○議長（足立 喜義君） 日程第19、陳情第3号、2011年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長でございます。陳情第3号についての報告をいたします。

本陳情の内容は、2011年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情でございますが、子供たちに豊かな教育を保障することは社会の基盤づくりにとって極めて重要である。経

濟的な原因で教育問題が発生することを防止し、公教育の基盤を充実することが不可欠である。しかし、義務教育費国庫負担割合が2分の1から3分の1に縮減され、教育費予算の確保に自治体間格差が懸念される。また、教職員の子供と向き合う時間の確保のためにも教育予算拡充が求められるとの趣旨でございました。

これを採択すべきか否かということに関して、採択すべきという意見がすべてでございましたが、中に若干、奨学金の問題等々異なった意見が出ておりました。そこで、この陳情書に付されておりました意見書を丸々採用するのではなく、民生教育常任委員会の委員全員が賛成できる内容として、意見書は独自のものをつくるべきだという結論に至りました。

表決の結果、当委員会においては、全員一致により陳情を採択し、意見書を提出すべきと決しました。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、陳情第3号、2011年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書を採決いたします。

委員長報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第20 陳情第4号

○議長（足立 喜義君） 日程第20、陳情第4号、「食料・農業・農村基本計画」に沿って、実効ある施策の推進を求める陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 陳情第4号、「食料・農業・農村基本計画」に沿って、

実効ある施策の推進を求める陳情書ではありますが、これは委員会で審議いたしました。

全員一致で採択すべきと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、陳情第4号、「食料・農業・農村基本計画」に沿って、実効ある施策の推進を求める陳情書を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第21 発議案第24号

○議長（足立 喜義君） 日程第21、発議案第24号、2011年度国家予算に関する意見書を議題といたします。

提案者である民生教育常任委員長、景山浩君から提案理由の説明を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長でございます。

発議案第24号

2011年度国家予算に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年12月22日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員長 景山 浩

南部町議会議長 足立 喜義 様

別紙の中身については、仲田副委員長の方から朗読説明をさせていただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 民生教育常任副委員長、仲田司朗君。

○民生教育常任副委員長（仲田 司朗君） そうしますと、朗読をさせていただきたいと思いますので、別紙の方をごらんいただきたいと思います。

2011年国家予算に関する意見書（案）。

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。経済的な理由から高校や大学への進学の見送り、中途退学の問題等がふえています。家計基盤の弱い家庭への子供に係る給付拡充、就学援助、奨学金制度の拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮減されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算の確保が困難となっており、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助など広がる教育条件の自治体間格差の是正が急務です。

また、「子供と向き合う時間の確保」のための施策と文部科学省による「勤務実態調査」であられた極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊の課題となっています。

このように、地域の次代を担う子供たちに十分な教育を受ける機会が保障されることを我々南部町議会は全議員をもって希望いたします。

そこで、下記の項目について、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

記。1、「子供と向き合う時間の確保」を図り、きめ細かい教育の実現のために、高校を含めた教職員定数改善計画を策定・実施すること。2、教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。3、学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など、教育予算の拡充のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日。鳥取県西伯郡南部町議会。内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣殿。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。質疑がないので、質疑を終結して、討論を省略し

て、採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第24号は、原案のとおり可決されました。

日程第22 発議案第25号

○議長（足立 喜義君） 日程第22、発議案第25号、「食料・農業・農村基本計画」に沿って、実効ある施策の推進を求める意見書を議題といたします。

提案者である総務経済常任委員長、秦伊知郎君から提案理由の説明を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第25号、これは先ほど説明いたしました陳情第4号を採択した件を受けて発議するものであります。

発議案第25号

「食料・農業・農村基本計画」に沿って、実効ある施策の
推進を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年12月22日 提出

提出者 南部町議 総務経済常任委員長 秦 伊知郎

南部町議会議長 足立 喜義 様

別紙は、副委員長をもって朗読をさせます。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任副委員長、板井隆君。

○総務経済常任副委員長（板井 隆君） 板井です。先ほど委員長が申しました意見書について、朗読をさせていただきます。

「食料・農業・農村基本計画」に沿って、実効ある施策の推進を求める意見書（案）。

今年3月、新政権のもとで閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」は、危機的な我が国の食料・農業・農村の現状〔食料自給率の低迷、消費者の食に対する信頼の低下、農業所得の減少、農業者（担い手・後継者）の減少、農地の減少、農村の活力低下〕を踏まえ、これまでの農

政を反省し「今こそ食料・農業・農村政策を、日本の国家戦略の1つとして位置づけ」、その目標を「食料自給率の向上」に置き、農業の持つ「多面的機能を評価」して、「国民全体で農業・農村を支える社会を目指す」と高らかに宣言しています。この新たな政策理念に基づき、①戸別所得補償制度、②品質や安全・安心といった消費者ニーズによる生産体制への転換、③6次産業化による活力ある農村漁村の再生を提起しています。

今年度モデル的に稲作で実施された戸別所得補償制度にはわかりにくさや欠点もあり、経験を踏まえることによって、よりよい制度へと改善すべきであります。しかし、積極的に推進されるべきこの農政転換の方向が、参議院選挙後の「衆参ねじれ国会」、また、財政難を理由にするなどして危うくなってきてはいないでしょうか。財務省主導で来年度予算編成が押し進められるようなことになれば、農政転換が後退することが懸念されます。

政治主導で「食料・農業・農村基本計画」路線を貫き、「国民全体で農業・農村を支える社会」づくりに邁進すべきであります。

上記の観点から、下記事項の推進について強く要望します。

記。1、食料・農業・農村基本計画を国家戦略として、来年度においても実効ある施策の推進を図ること。2、国民全体で農畜産業・農山漁村を支える社会づくりを具体化すること。3、食料自給率の向上を目指し、当面50%以上として具体的な計画に取り組むこと。4、戸別所得補償制度を他作目にも拡大し、内容の充実を図ること。5、自然・環境との調和を目指し、消費者ニーズにかなう農法を推進すること。6、中山間地域対策（鳥獣被害対策を含む）、並びに耕作放棄地対策を拡充すること。7、地産地消を推進し、循環型経済の構築を基礎に地域資源の活用や創意工夫、6次産業化など政策支援を通じて地域の活性化を図ること。8、WTO農業交渉では、自由競争万能主義ではなく、加盟各国の食料主権を認める「新たな農産物貿易ルート」の確立を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日。鳥取県西伯郡南部町議会。内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長様。以上です。

○議長（足立 喜義君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して、採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、発議案第25号は、原案のとおり可決されました。

日程第23 発議案第26号

○議長（足立 喜義君） 日程第23、発議案第26号、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加への慎重な対応を求める意見書を議題といたします。

提案者である議会運営委員長、石上良夫君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、石上良夫君。

○議会運営委員長（石上 良夫君） 議会運営委員長でございます。

発議案第26号

環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加への
慎重な対応を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年12月22日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員長 石上良夫

南部町議会議長 足立喜義様

別紙は、杉谷副委員長をもって朗読いたしますので、よろしく御審査お願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 議会運営副委員長、杉谷早苗君。

○議会運営副委員長（杉谷 早苗君） 議会運営副委員長です。それでは意見書を朗読いたします。

環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加への慎重な対応を求める意見書（案）。

我が国の農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少、高齢化の進行、耕作放棄地の増加、水産資源の減少や価格の低迷など非常に厳しい状況にあります。

こうした中、政府は11月9日、環太平洋経済連携協定（TPP）について、「関係国との協議を開始する」と明記した「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定いたしました。

しかし、この環太平洋経済連携協定（TPP）は、あらかじめ特定分野の自由化を除外しての交渉参加は認められない可能性が高く、参加後も10年後にはほぼすべての分野での関税撤廃が

原則とされており、これまでの経済連携協定（E P A）とは比較にならないほど厳しい内容となります。

仮に環太平洋経済連携協定（T P P）に参加すれば、我が国農業への影響ははかり知れず、国内農業が壊滅的な打撃を受ける強い懸念があります。また、食料自給率を上げるといふ政府の方針に逆行しており、食料の安全保障を脅かす重大な問題であり、国家の根幹にかかわるものであります。

我が南部町の基幹産業でもある農業においても、9億8,200万円の農業生産のうち5億7,700万円（町農業生産額の58.7%）の農産物の生産額が減少すると推計されています。

また、農業は、地域経済との結びつきも強く、農業生産の縮小は地域経済を一層冷え込ませるなど、地方のさらなる疲弊につながります。

さらに、農業・農村は「食」を支えているだけでなく、国土の保全や水源の涵養といった多面的機能も持っており、こうした機能が損なわれれば、一般の市民生活にも多大な影響を及ぼすこととなります。

今回の政府の対応は、農業関係者を初め、食品産業、消費者等の幅広い国民的議論もなく、唐突との印象は否めません。

よって、政府の環太平洋経済連携協定（T P P）交渉への参加検討に当たっては、下記のとおり十分な国民的議論を経て慎重に検討されるよう強く要望します。

記。1、関税の撤廃が原則となっている環太平洋経済連携協定（T P P）への参加については、十分な対策が講じられなければ国内農林水産業への壊滅的な影響を与えるのみならず、食料安全保障の観点からも国民生活を危機的状況に追い込むことが想定されることから、拙速な参加表明を行わないこと。2、環太平洋経済連携協定（T P P）への参加については、全産業の分野にわたって、そのメリット、デメリットについて、国会等で慎重に審議するとともに、国民に対し詳細な情報提供を行うこと。3、今後の国際貿易交渉に当たっては、W T O交渉で提案した「多様な農業の共存」を基本理念として、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内の農林水産の将来にわたる確立と振興などを損なわないように対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日。鳥取県西伯郡南部町議会。内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国家戦略担当大臣、衆議院議長、参議院議長様。

○議長（足立 喜義君） ただいまの提案に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して、採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、発議案第26号は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議長発議第27号

○議長（足立 喜義君） 日程第24、議長発議第27号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員長、石上良夫君から、閉会中も本会議の日程等、議会運営に関する事項について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、石上良夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第25 議長発議第28号

○議長（足立 喜義君） 日程第25、議長発議第28号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。広報調査特別委員長、井田章雄君から、閉会中も議会広報等の編集について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、井田章雄君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第26 議長発議第29号

○議長（足立 喜義君） 日程第26、議長発議第29号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙事務問題調査特別委員長、井田章雄君から、閉会中も選挙事務について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、選挙事務問題調査特別委員長、井田章雄君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第27 議長発議第30号

○議長（足立 喜義君） 日程第27、議長発議第30号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会改革調査特別委員長、青砥日出夫君から、閉会中も議会の改革について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、青砥日出夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第11回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午前11時45分休憩

午前11時47分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

お諮りします。ただいまの赤井議員の提案に賛成者ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 賛成者がありませんので、動議は不成立となりました。

以上をもちまして今期定例会の会議に付議されました事件はすべて議了いたしました。

よって、第11回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。これをもちまして、平成22年第11回南部町議会定例会を閉会いたします。

午前11時48分閉会

議長あいさつ

○議長（足立 喜義君） 一言ごあいさつを申し上げます。

ここに平成22年第11回南部町議会12月定例会を閉会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月10日から本日までの13日間にわたり、議員各位の御精励によりましてただいま閉会を宣告できましたことは、議長としてまことに喜びにたえません。今回、提案されました議案は、一般会計及び特別会計の補正予算を初め、福祉事務所の設置条例や各種条例の一部改正など多数に上りました。

町長を初め、執行部におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力をいただき、深く敬意をあらわしますとともに、議員各位から意見なり要望された事項につきましては、執行の上で十分反映されますよう強く要望いたす次第であります。

本定例会では、町内の4保育園のうち2保育園が伯耆の国へ運営移管される計画について、7名の議員から一般質問をいただきました。また、議長に対しまして町民の方から、住民の声を聞くための懇談会を開催してほしい旨の申し入れもごございます。議会に対して申し入れ、御要望がありますから、議員各位と御相談申し上げているところでありますが、保育園に働く方々の雇用や身分、保育の質や多様な保育ニーズへの対応などに関するものであり、子育てに関する町政の重要な施策であり、町民の皆さんの関心も高いものであります。その概要については、なんぶS ANチャンネルの議会放送を通して、7名の議員による町長との一般質問の論戦を視聴された中で理解を深めていただいたことと存じます。

議会の果たすべき役割について、今後も町民の皆さんにわかりやすい議会で議論を提供いたす所存ですが、議員各位におかれましては普段の議員活動などを通じて、町民の負託にこたえていただくよう御要請申し上げるものであります。

これからいよいよ厳寒に向かう折、皆様には御自愛の上、町政の発展に御尽力賜りますようお願い申し上げます、迎える新しい年がよき年でありますようお願いして閉会のごあいさつといたします。

町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 12月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

本定例会は、12月の10日より本日まで13日間にわたって開催されまして、一般会計補正予算など18議案について慎重御審議をいただきましたが、全議案ともに御賛同賜り、御承認をいただきましてまことにありがとうございました。

13日、14日には9名の議員様より一般質問をいただきました。中でも保育園の公設民営方式による委託について、さまざまな角度より質問をいただきましたが、なんぶSANチャンネルを通じて放映をされまして、住民の皆様にも大方の御理解をいただけたものと喜んでおります。

また、TPP問題や行財政改革、鳥インフルエンザ問題なども取り上げられ、それぞれに答弁をいたしましたけれども、時の話題がそのまま議会での議論となり、まことに時宜を得たものであったと思っております。

なお、このような議論から課題が浮かび上がり、その課題解決のための施策を計画し、議会全員協議会などで説明をし、大方の同意が得られる見込みを立てまして、最終的には議案として提案をし、決定してまいります。保育園の民営化についてもまさにこのとおりでありまして、昨年9月に一般質問をいただきまして以来、先ほど申し上げた手順で進めてまいりまして、現在は案として提案をし、各方面に御理解を得る努力をしているところでありますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

さて、いよいよ本年も余すところ9日間となりました。皆様にはどうぞお元気でお過ごしとなりまして明るい新年をお迎えになるように、そして、来る23年は北東アジアに平和が実現し、あわせて経済も回復するなど、明るい年になるように皆様とともに念願をいたしまして、閉会に当たってのお礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。